

各 都道府県 成年後見制度利用促進担当課（室）御中

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室

## 成年後見制度利用促進ポータルサイトの開設について

日頃より、成年後見制度利用促進に係る取組に御尽力いただきありがとうございます。

「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定）では、本人の自発的意思の尊重や能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、「保佐・補助及び任意後見の利用促進」を施策目標として掲げています。

今般、関連する取組の一環として、本人や家族等が制度利用するにあたって有用な情報や、本人を支援するチームの関係者、自治体・中核機関の皆さまが制度に関わる取組を行うにあたって有用な情報をまとめた【成年後見制度利用促進ポータルサイト】を開設しました。

【成年後見制度利用促進ポータルサイト】 <https://guardianship.mhlw.go.jp>

各都道府県におかれましては、当サイトを活用していただきますとともに、下記について管内市区町村に周知等のご協力をいただきますよう、よろしくお願い致します。

### 記

#### 1 ポータルサイトについて

##### (1) ポータルサイトの構成や内容について（詳細は別添のとおり）

別添のとおり6つのページで構成されています。制度を利用している当事者や支援者のインタビュー等を含む制度説明動画を掲載しているほか、相談窓口として中核機関や権利擁護センターの一覧を掲載しています。

##### (2) 自治体・中核機関向けのページの利用について

自治体IDとパスワード入力によりログインできるページには、令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修の研修資料や講義、演習映像を掲載しています。

また、「自治体・中核機関のみなさまへ」のページには、3月下旬を目途に、厚生労働省「成年後見制度利用促進」の「自治体事例紹介」のホームページで現在紹介している自治体の取組事例についての検索システムを掲載する予定です。

さらに3月下旬からは、自治体・中核機関の情報交換の場として、web上の掲示板を開設する予定です。

### **(3) 自治体IDとパスワードについて**

(2)のページのログインに必要となる自治体IDは、自治体ごとに1つのIDが付されています。市区町村と当該市区町村における中核機関は、同じIDとパスワードを使用して当サイトにログインします。1つのIDで、同時に複数回線でログインが可能です。

自治体IDとパスワードは、本事務連絡と一緒に、都道府県ごとにExcelファイルでメール配布しています。

### **(4) ポータルサイトの周知について**

インターネットバナー広告を2月26日～3月14日まで配信し、当サイトを周知します。また、2月26日に郵送しましたポスターやリーフレットのQRコードでも、当サイトを周知しています。

## **2 都道府県への依頼事項について**

### **(1) 市区町村への自治体IDとパスワードの送付**

市区町村に、1(3)の自治体IDとパスワードのExcelファイルを送付いただき、1の内容についてご説明をお願いします。

自治体IDやパスワードを忘れた等の問い合わせについては、当ポータルサイト内の「パスワードを忘れた場合」から問い合わせるようお願い下さい。

### **(2) 都道府県としての活用**

当サイトに掲載している動画や研修資料は全て、研修等でご活用いただけます。(活用にあたって、厚生労働省の確認を行う必要はありません。)また、自治体ID、パスワードは、都道府県にも付されていますので、掲示板等含めて情報収集、情報交換の場としてご活用ください。

### **(3) 事業委託先への自治体IDとパスワードの送付**

都道府県として、体制整備アドバイザー等支援体制を委託している都道府県社会福祉協議会等関係団体にも、都道府県として付されている自治体ID、パスワードを共有していただくことが可能ですので、必要に応じて、ご送付下さい。この場合も、同時に複数回線からログインが可能です。

### **(4) 管内関係部署への周知**

当サイトは、別紙1にあるように、「医療機関のみなさまへ」「介護・障害福祉事業者のみなさまへ」というページを用意しています。これらのページには、成年後見制度に関する説明のほか、各種意思決定支援ガイドライン等も掲載しています。これらは判断能力が不十分で意思決定が困難の人や身寄りがない人へのチーム支援をする際に、役立つものと思われれます。貴都道府県における医療、介護、障害福祉の関係部署、管内の関係団体へ当サイトをご案内くださいますようお願いいたします。また、市区町村にも同様のご案内をお願いします。

#### (5) 住民からの問い合わせ対応についての注意喚起

当ポータルサイトでは「相談窓口のご案内」として、全国の「中核機関(掲載済み)」、「権利擁護センター(準備中)」、「権利擁護支援体制全国ネット(通称：K-ねっと)」の連絡先を掲載しています。当ポータルサイトに「お近くに中核機関や権利擁護センター等が見当たらない時には、お住いの各自治体(代表窓口)へ『権利擁護に関する相談』とお問い合わせください。」と掲載されています。このことから、当サイトを閲覧した地域住民から、中核機関未整備の市区町村の代表窓口へ「権利擁護に関する相談」として、成年後見制度に関する問い合わせが入ることが想定されます。

市区町村の成年後見制度利用促進の担当部署より、市区町村の代表連絡先に上記内容を周知した上で、具体的な問い合わせがあった場合は成年後見制度利用促進担当につなぐよう、依頼しておく必要があります。また、問い合わせ内容によっては、成年後見制度利用促進担当から、市区町村内の高齢者、障害者の権利擁護担当につなぐ対応が必要となる場合もあると思われます。

これらについての、市区町村への注意喚起をお願いします。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
成年後見制度利用促進室 上辻、川端  
電話 : 03-5253-1111 (内線 2228)  
E-mail : seinenkouken@mhlw.go.jp

(別添)

## 成年後見制度利用促進ポータルサイトの内容について

ページ名	掲載内容	備考
本人・家族・地域のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶成年後見制度とは</li><li>▶成年後見制度の種類</li><li>▶任意後見制度とは</li><li>▶法定後見制度とは</li><li>▶法定後見制度における成年後見人等の選任</li><li>▶後見等事務を適切に行っていただくための仕組み</li></ul>	配布用チラシがダウンロード可能  説明動画掲載 説明動画掲載
後見人等のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶成年後見人等の選任と役割</li><li>▶市民後見人について</li><li>▶後見人等を対象とした意思決定支援研修について</li></ul>	動画掲載予定（3月上旬） 研修資料、映像素材掲載
自治体・中核機関のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶自治体・中核機関の取組事例検索（coming soon）</li><li>パスワード入力 ログイン後</li><li>▶成年後見制度体制整備研修（基礎、応用、都道府県担当者研修）</li><li>▶掲示板（coming soon）</li></ul>	3月下旬掲載予定 自治体ID・パスワードが必要 研修資料、講義・演習映像掲載済  3月下旬掲載予定
地域の関係機関のみなさまへ	<ul style="list-style-type: none"><li>▶医療機関等のみなさまへ</li><li>▶介護・障害福祉事業者のみなさまへ</li><li>▶金融機関等のみなさまへ</li></ul>	それぞれに関係している意思決定支援ガイドライン等を掲載。 それぞれの機関ごとの、専用の配布チラシがダウンロード可能
相談窓口のご案内	<ul style="list-style-type: none"><li>▶相談窓口のご案内</li><li>▶シンポジウム・フォーラム</li></ul>	中核機関一覧、権利擁護センター一覧（準備中）、K-ねっとを掲載
よくある質問	<ul style="list-style-type: none"><li>▶成年後見制度について</li><li>▶手続きについて</li><li>▶費用について</li><li>▶後見人の選任について</li><li>▶相談窓口について</li><li>▶必要書類について</li></ul>	裁判所ウェブサイト【後見ポータル】より、質問を再構成し、当サイトの関連ページにリンク